

第十九回 参議院厚生委員会 會議録第三十七号

昭和二十九年五月十日（月曜日）午前十一時十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君

理事 大谷 繁潤君
常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

高野 一夫君
谷口 昭三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
安部 キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

國務大臣

大蔵大臣 小笠原三九郎君
厚生大臣 草葉 隆圓君

政府委員

大蔵省理財局長 阪田 泰二君
厚生省保険局長 久下 勝次君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁己君
常任委員 仁己君

本日の会議に付した事件

○参考人の出席に関する件

○厚生年金保険法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（上條愛一君）では只今から厚生委員会を開会いたします。

初めにお諮りいたします。社会保障制度に関する調査の一貫として、看護婦制度改正に關し参考人とするため、ナイチンゲール章受賞者を参考人として当委員会へ出席を求め意見を聴取することといたしました。その人選手續その他については委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員長（上條愛一君）御異議ないと認めます。ナイチンゲール章受賞者を参考人として呼ぶことに決定いたしました。

○委員長（上條愛一君）次に厚生年金保険法案を議題といたします。御質疑を願います。

○常岡一郎君 大蔵大臣が御出席でありますからお尋ね申し上げますが、資金運用部の資金運用審議会の名簿がここに配つてありますが、これに副会長として、大蔵大臣と郵政大臣と副会長になつておられます。これは郵政大臣が副会長としてお入りになつたというわけは、お尋ねするのは筋が違ふかも知れませんが……。

○國務大臣（小笠原三九郎君）郵政大臣は簡易保険とか郵便貯金とか、そういうような関係がございまして入つておられるわけでありまして、

○常岡一郎君 そいう意味でありまして、この際更に厚生年金の積立金が非常に年々膨大な数になります

が、当然こういう場合に厚生大臣も副会長としてこの審議会に入られることが妥当だといふふうに考えられますが、この点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣（小笠原三九郎君）もう少し先へ参つて考えたいと思存しております。

○常岡一郎君 運用部資金の貸付に當りまして、厚生関係のほうは割合に貸付の率が少いように思ひますので、この点で貸付の方針をいたしまして、何か特別に方針をお持ちになつておることとがございまいしうか、お尋ねいたします。

○國務大臣（小笠原三九郎君）まあその種の資金は申すまでもなく労資双方から出しているもので、確實に運用することと、又これは将来必ずこれを年金として差上げなければならぬものでございまして、確實な運用に最も重きを置いておる次第でございまして、併し、できますだけいふ御指示もございまして、年々増額いたしておることとは、これは数字的にあとかから理財局長から答へまして結構と存じますが、数字的には年々増額いたしております。今後とも事情の許す限り年々増額いたしたいと思つております。

これは常岡委員御承知のように日本の財政資金というものは、一体として考えましてそのときの国の実情に応じて配分する。併し如何なる場合でもこれは厚生年金であるということを忘れておりませんから、少額であります

が年々増額いたしております。併し少額出しておるものの、例えば地方財政等もやはり財政資金でございまして、そういう広い部面まで入れますと相當の額まで達するかと、こういうふうにお考えでおる次第でございまして。

○常岡一郎君 例へば社会事業の面でお尋ねいたしますが、社会事業の面は非常に終戦後アメリカの占領政策の庇護もあつたと思ひますが、随分施設も増達したわけでありまして、ところが最近に至りまして、非常に経済界の変動時代にこれが経営に、或いは拡張整備に、こういう問題で非常に悩んでおります。そのために特にこの金融の対象となるべき……まあ非常にこの社会の裏のほうを引受けておられますだけに、

国家がやらねばならぬ問題を社会事業家が引受けておるような状態でありまして、事実上利益という面まで対象にすれば非常に遅れて、この運用部の対象になりかねないと思ひますけれども、こういう場合に相當の低い利子で借りて、銀行が相手にしないために高い利子で借りた金を以ちまして補充整備をいたしておられますので、現状は実に悲惨な状態が随分今見られます。この点から考えて社会福祉事業振興会などにありまして、これを大巾に貸付けてもらえるというようなことはできないものでしょうか。

○國務大臣（小笠原三九郎君）ちよつとお答えいたします。数字的なことは又申上げます。実は今常岡さんのお話のごとくに、社会施設が非常にだん／＼とこの経済界の変動に伴ひまして重要

になつて参ります。その際に国が力の及ばぬところ、若しくはやらんところを今の社会事業家のかた／＼が御心配下されたことに對しては、これは誠に感謝に堪へぬ次第でございまして、これらのかた／＼が献身的におやり下さることについて全くこれはお礼を申し上げるほかないと思ひます。それで社会福祉事業振興会も少し何しておると思ひますが、ちよつと私数字的に存じませんが、まあ日本の社会施設に、まあ社会保障的な関係の費用も年々増額いたしておりまして、本二十九年度の予算配分でも、乏しいうちでございまして、たけれども若干増額しておりますこととは御承知の通りであります。それで御趣意はよくわかるのでございまして、何分予算の乏しい場合でございまして、十分のことが行かん点は甚だ恐縮に存する次第でございまして。数字的なことは……、今ちよつと調べましたところが、この福祉振興会のほうは融資の対象にはちよつとなりにくいというところとございまして、それでまあ一般會計のほうから三千万円のものが出ておる、こういうことなんだとさうでございまして。従つて何かもう少し、融資の対象には法律上なりかねるのではないから融資の対象には云々……、融資の対象には法律上なりかねるさうでございまして。従つて何かもう少し一般の社会施設的な考え方での三千万円のものをも更に増額するかどうかという問題があるのじやないかと思ひます。

○常岡一郎君 お答えではあります

が、事實たくさんの芽生えましたという
わしい社会施設の、丁度春の日に美濃
芽生えたような状態でありましたもの
が、急に寒風を受けたような状態で非
常に困つておる点がありますために、
現実において金を借りて相当の利子を
払つてまでやつておるといのが実情
であります。この点で僅か三千万円く
らいのものをやられましたも、それは
もう殆んど問題にならないという状態
でありますので、こういう際にこうし
た資金運用部のほうの対象に何とかな
るように御斡旋願つて頂けないだろ
うかということを申し上げたのであり
ます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 御趣意の点まよくわかる、一応私も十分検討してみまして、何らかの結論に達したいと存じております。

○藤原道子君　大藏大臣にお伺いしたいのですが、この前資金運用部資金の運営委員ですか、その機構について大臣は十分検討するというお答えでございましたが、これについてどういふふうに今後なさる御所存であるか、その点をお伺いしたい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) たしかあのときは義原さんの御意味は、新しいこゝろいつたものを入れたらどうかというような意味での含みのあるたしか御質問に対して、私はそういうお答えをしたと記憶いたしております。その後もいろいろ相談をしてみましたけれども、まあそういうたし利害を代表されておるかたもあの中にもおられるしするから、特に加えるほどでもないじやないかというようにことで今日に及んでおる次第でございます。

表した委員の人もいるとおつしやるのは誰のこととごさいましようか。私なちの見たところでは全然ないのでございますが、資本家代表はいるけれど、労働者代表というようなものは一人もいないと私は思うのですが。

○國務大臣(小釜原三九郎君)　それは
例えば小汀利得さんなんというのは新
聞をやつておられて、これは相當そう
いつたほうの利害も代表せられるのじ
やないか。それから又河上さんにして
も石坂さんにしても、それはいわゆる
藤原さんの仰せだとまあ資本家にはな
りますが、併しまあこれらのかた々、
もそういうほうは相當わかる。いわゆ

る資本家の中には入るかも知れませんが、わからほうでゐりますので、さういつたことが言えるのじやないか。それから又事務的に申せば厚生省の事務官も入られておるし、まあ郵政関係も入つておられるの、というようなことで、特に仰せになるかたをお入れするかどうかということは、そのときにはまあさういふことでしたが、併しこれは更に考えさせて頂きます。

○藤原道子君　私は大蔵大臣を御信頼

しているのでございますが、そういうことでは誠に甚だ心許ないのでございます。資本家代表と労働者代表は全然利害は相反するわけでございます。しかし、幾ら理解があると言っても限度がある。やはり労働者が半分掛金をして、いるわけでございますから、これは一方的にこういう運営をするということはお当でない。私はこう考えるのでございますが、大臣はどうお考えでございますか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まあ現

か何とかいうようなふうにこう階級制にもものを見る、そういうお考えが出るのじやないかと思うが、やはり国としてはこういうような特に運用部の資金は相当重要でもございまするので、それらの資金に余りそういうふうな思想を強く織込まんほうがよいじやないかと思ひます。まあ併しこういう点が不都合があるじやないかというようなことは御遠慮なくおつしやつて頂く、こういうことで行つたほうがよいような私は感じがいたしますが。

○藤原道子君 いや、階級的のものを見ないですむような制度でございましてらば、私たちは階級的のものを見なくともよろしい。ところが今のところあらゆる面において労働者の偏袒施設とか、労働者の利益とかいふものが殆んど顧みられていないという日本の現状は大臣といえども否定できないと思います。

そこで更にお伺いいたしますが、今この利率の値上げであるとか、年齢の引上げであるとかいうようなことからいって、そのたびに保険経費が云々というようなことが言われますために、労働者の中にはもうこの厚生年金保険不用論さえ起りつつあるのです。これは私非常に危険だと思ふのです。ですからこれをそういうふうな間違つた方向へ行かないようにするためにはやはり労働者の納得をする、即ち労働者は大きな株主なのでございます。この運用部資金におけるこの株主の言うこともやはり相当取入れなければ却つて危険になるではないか、私はそう思うのです。更にこれは別途会計と申しまするか、別途機関というようなものをつけてこの大きな厚生年金保険でこ

というような計算も出てゐるやに聞いておきますので、これを別個の枠で運営して適正を期する、運営の妥当を期する、このほうが正しいというふうにお考えにならないでしようか。私はむしろそうやるべきだと考えておりますが。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私どもはやはりこういうような資金につきましても、資金の原資の性質はよくわかりますが、やはり併し国の財政経済というものは一体的なものでございまして、やはり特に各種のいろ／＼なものを作つて、それに目的を強く持たすというところ、国としての政策の一貫性を欠くようにもなりますから、やはり資金運用部で一元的にこれを取扱はうがよいじやないか。それから又これは私はやはり甚だ失礼な言葉を申し上げてお許しを願わなさいけれども、よくそういうふうなものを作ると、い

ろいろ関係者を入れることができて、もつと活潑にできるとかいような衆議院でのお話もありましたが、それが実は私どもも非常にどちらかというと避けたいのでございまして、やはり餅は餅屋がやるほうが間違いない。そこで資金運用部で総合的にものを見て判断するほうが間違いない、こういうふうに私どもは実は見ておるのでございます。尤も今の藤原さんのお尋ねで言います。ここへ特別のものを作つておいて、この特別のものがその中で運用することになればもつと實際的じゃないかというお話だろうと存じますけれども、私どもはやはり国の財政上こういう資金を全体的に見て国がそのとき

会の御審議を経る次第でございまして、
 のでこの各種の問題についてはそのほ
 うがよいじやないかと実は私は考えて
 おります。

○藤原道子君　それではお伺いします
が、餅は餅屋というのは誠に都合のいいお言葉でございまして、資金運用部資金にいたしましても、厚生年金保険だけでなく郵便年金保険とか、或いは郵便貯金というよりなものが六千億の中の四千何億を占めておると思うのです。ということになると、これは殆んど大衆の積立てたお金であるということには大臣も御異議ないと思うのです。ところがその国民大衆のための福利的な方面へ流れておるお金は利子もあがらない、この莫大な四千億以上に達している現金の利子にも達しないくらいしか流れていないのです。今のところ資本主義の社会でございますから、それはもう餅は餅屋ということになれば御都合のいいほうへだけ使われて、それで一方においてそれならそれを必要としないかということになると、過目でも政府が調査されました上におきまして、結核患者は二百九十二万もいる。入院をさせなければ危険だという人が百十三万人もいる。近く結核ベツトは今年できりまして七万七千にししか相成らないのでございします。ということになると結核ベツトも必要でございましょう。と同時に家族感染等の危険を考えますときに国民住宅、これが急速に私は確立されなければ危険であると思ひますけれども、そういう方面へは一向にお金が流れていないのです。ということになる

か、それを私は大臣にお伺いしたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) まあ厚生年金が特に労使双方の出たもので、その運用が確実であることが一番必要であり、主として五年以上のものに、郵便貯金になつておることは御承知の通りで、従つて五分數厘に廻るものに、主として五年以上のものに、これは私どもはやはりこういうものを、この金はこういうふうにして行くのだという考え方はなくして、今藤原さんもお話の通りに多數のかたへからお預りしている金であるから誤りがあつてはいけません。と同時にその金がやはり日本の財政経済なり、大きく育つて行くものに使われるのが私は国家的要請として當然のことではないかと、こう思ふのであります。ただ配分が少いのではないかといふことと、こゝろの配分をできるだけ年々多くして参りたい、この点については私は藤原さんの御意見には配分を多くしろといふなら賛成でございます。これはできるだけしたいと存じておりますけれども、併しどうも成るべくこの金は、さういつたほうへ振り向けるべきではないか。更に言葉が少し悪いかも知れませんが、目的税的に、税でもなんでもございせんが、ものをお考え下さることは日本の全体としては私はどうもにわかに賛成することに参りかねるのであります。

○竹中勝男君 ちよつと関連して。今大蔵大臣のお言葉大蔵財政経済の大家としての權威のあるお言葉だと思ひますが、私はそれに対して結局日本経済の上から大きな資金を産業、現在の資本主義生産の、或いは資本主義経済の

上に流して行くことが、結局労働者に、例えば労働の雇用量を増大するとか或いは雇用の条件をよくするとかいうことに流れるから、それも一つの社会政策だといふに言われることについて私は原則的に賛成なんです。同時にいわゆる社会政策という面、労働政策という面から見ると、やはり直接的に労働力を培養して行く、或いは強化して行く政策、即ち一方に労働者の、国民大衆の健康を守つて行く、或いは住宅を建設して行く、そういう福利厚生と言ひますか、そういう面をやはり強化して行くことが日本経済の重要な生産要素である労働力を確保して行く、或いは強化して行くといふ、或いは強化して行くといふ立場からいふと、直接的に大きな積立てたところの資金を運搬されることが必要じゃないかと思ふのです。そういう意味におきまして、やはりこの運営委員にただ経営者の立場、或いは資本家の立場だけを持つておるというだけでなくて、實際労働事情、或いは労働者の利害、どこに労働者の要求があるか、必要があるかといふことを代表する者を委員に加えられることが必要だろうと私も考えますし、さうして又直接住宅の面、或いは病院の面、或いは社会事業、先ほど常岡委員の申されたこの社会事業金庫に対する準備、こういうような面に流されることが結局最も善い社会政策は生産政策なんですから、さういふ考えをお持ちですかどうか、伺ひたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 竹中さんおつしやる意味もよくわかります。私どももさつき申した通り十分とは申せないことはこれは申すまでもございせんが、とにかく住宅のほうとか、病院のほうへこの資金を向けておるとは、数字は決して十分じやございせんけれども、年々而もそれを増額いたしおることも御承知の通りだと存じます。ただ私の考え、竹中さんおつしやつて頂いたようなものでございませうけれども、例えば造船というやうなものを考えたと、何だ資本家が船を造るからこの間の汚職も起つたではないかとおつしやいますけれども、この間の第十次造船が行き横んでおりますと、阪神方面の造船関係、その下請のかたが苦んでおられて、労働者その他のかたが困りになつておること、御承知の通りであります。従ひまして、私どもは造船というのには船ができて外貨を稼ぐとか、さういつた国際收支の面からみればなく、やはりその面から現在の日本の経済構造として見なければいかんじやないかと、かように私は考えておるのでございまして、これはお立場上私どもとては、つとこのほうを殖やせといふお言葉はよくわかるのでございしますが、併しそれにいまは私どもとしてできるだけのことをいたしたいと考へております。でき得るだけのことをするのが非常にお立場上御不満の点があることは、これは避けがたいかと思ふのであります。が、私どもとしてはさういふ心持で年増額いたしておるのでございします。ただやはり国全体として産業というもののあり方から見ますと、例えば電源の開発とか、或いは今の外国向けの各種の船舶、外航船の造船というやうなことは必要になつて参りまして、而もそれはやはり労働者のかたの福祉

に強く結びついておるものであると私は考へておる。この点についてもう少し直接的なものを殖やすようにという御趣意はよく承わつておきまして、私ども今後できるだけのことはいたしたいと考へております。

○竹中勝男君 よく今の点を私は理解しておるつもりであります。それにしても余りに社会保障費というものが国家財政の上から過少だと私は考へるのです。七分程度です。国家財政支出の中で、さういふ国は戦後の建設期にある国としては余り少な過ぎる。西ドイツは三割五分、どの国よりも建設期にある国で戦火を蒙つた国で低い国は日本なんです。国家財政支出の面から言ひ、殊に再軍備との比率から言つても、これはアメリカとフランスは別です。その次は日本が低いのです。軍備費に對しては社会保障費というものが非常に過少だ。経済機構を再生産するためには労働力を再生産しなければならぬ。この理論は、私は通ると思ふのですが、併しなから結局さういふ状態に社会保障費が非常に過少であれば、国民の健康の状態は一層悪くなるのだし、犯罪その他年少者の道徳的或いは健康的な腐敗現象が出ておきまして、或いは生活保護法の対象になる者が無限にこれは蓄積され増大して来るものであつて、やはり国家財政の負担というものはさういふ点から大きくなると思ひます。むしろさういふ生活保護法の対象になり、或いは刑法の対象になるものが少なくなるやうな予防的な手段というものが本當の意味の社会政策だと思ひますが、さういふ意味におきまして、例えば今住宅の不足は三

百万戸です。これはもう絶対に不足している数字なんです。さういふ住宅費にしても、医療費にしても、絶対的な不足量というものが目の前にあるのです。さういふものに対するものと積極的な対策を国家が促進して行くということが急務だろうと私どもは考へておるのです。これに関連しまして、今の厚生年金保険の老齢年金の受領期間を、私ども参議院の厚生委員会としてはできるだけ現行法通り五十五才にしたい。今度は六十才に修正されて来ているのです。これも結局保障経済の面では千分の十二か十四の増加になるわけですから、保険経済としても成立するといふ数字だろうと私は見ておりますが、日本の産業の雇用状態から見ると、さういふ一千万近きの潜在失業者がおりますときに、さうして年々百二十万の新らしい労働力がそれに附加されていくときに、年齢を徒らに六十才まで引上げておくと、年齢を徒らに決して労働政策にならないと思ふ。又企業家の面から言つてもこれは不得策だと思ひます。労働力の弱つたものを六十才まで雇用する。これは成るべく早く日本のような縮小された産業、そして過剰な労働力というものを保持している国では引下げるほうが、そして若い者を雇用するほうが、産業の面から有利だと思ひます。日本の現実にも合致する政策だと思ひますが、これも大蔵大臣はさういふようにお考えじやないかと思ひます。併せてお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 先ほど社会保障費は直接的なものは非常に少ない。予算の七分ぐらいだと仰せられ

八分になつておりますが、これはいづれにしても大差ないこととございませう。ただ直接とは申しにくいのでございませうけれども、御承知のように例えは食糧関係とかで出しておるものもあつたりますし、或いは今度恩給で、この間も軍人恩給軍人恩給と言われまうが、あれは実は九割までが遺族扶助なものでございまして、これもむしろ社会保障的な意味のほうが非常に強いのでございませう。そういうものでございませうと、この間或る人は千九百何億あると言つていましたが、その数字なら仮にそういうふうに見てよいかどうか、その点は存じませんが、併しまあ日本では直接のもの以外にいろいろ見られる、まあ見ると一応考えられるものを若干含めてゐることも、まあ竹中さんがよく御承知だと存するのであります。併しいずれにいたしまして、

仰せになりましたように住宅対策など、これは明らかに足らんことは明瞭なのでございまして、今後ともこれに對して努めて参らなければならんと考へております。ただ今の受領年限の問題になりますと、これはちよつと私ども直接の関係者でもございませうので、よく関係省とも相談をして見まうが、これはただ料金の改訂等いろいろありまして、いわゆる資本家側を納得せしむる上からも、資金の関係をどこからかういつた必要が起つたように私は承知いたしておるのでございませう。併しまあ労働されるかたのほうから言へば、これはできるだけ年限を低く持つて行くことが望ましいこととは、この点は私竹中さんの御意見に全く御同感でございませう。ただやはり

そのときの事情が許すかどうかということで御判断を願うはかないのじやないか。こう考へております。

○委員長(上條愛一君) ちよつと皆さんがたにお願いですが、大蔵大臣に今大蔵委員会から是非来て頂きたいというあれがありましたので、大蔵大臣に對する質問は簡潔に一つお願いいたします。

○藤原道子君 そのとき々の事情でと言われるのでございませうけれども、大臣抽象的なんですよ。はつきりお伺いしたいのは、できるだけ多く出さうと言われるけれども、そのでるだけというのほどの程度に考へておいて、なにか、はつきり聞きたい。それからいまいつは年齢の点でございませうが、今の会社は御承知のように五十五才が定年なんです。この頃は定年より早く首切の傾向が非常に多いのでございませう。そうするとその人たちがどこへ就職するか、もうすでに労働年限が尽きてゐるんです。もう役に立たないから首になる、その人がほか就職するといふことは、失業者の巷に満ちてゐる今日なか／＼困難なんです。ところがこの受領年齢が六十才に今回引上げられるといふことになると、この間をどうして食つて行つたらいいかというところが大きな問題になつて来る。更に恩給等においては五十五才、肉休労働をする労働力の尽きてゐる人たちが六十才でなければならぬ。ところが官公吏のほうには五十五才でもらえるというやうな点にも矛盾があると思ひます。そこで大臣は資本家を納得させる上では／＼困難であつたといふこととでございませうけれども、国家負担が今一割五分、今度五分引上げたので

ございませう。国家負担が一割五分といふのは私は無理だと思ふ。いろいろ理由から申しまして当然我々は三割国家が負担して受當である。ただそれを労働者の料金、資本家の税金だけで賄つて行かうというやうな立場をおとりにするからさういふことになると思ひますが、大臣は、この際我々は三割を要求しておりますが、国家の負担額をもつと高めるお考えはないのか。社会保障制度等の考え方から参りまして、私はそれは妥當だと考へるのでございませうが……

○竹中勝男君 それにもう少し私は敷衍して……やはり日本の個別資本にさういふ負担をかけるということよりも、總資本の立場で国家がこれを三割なら三割までは負担するといつたほうが、日本経済の私は強化になると思ふのですが、その点も併せてお答えを願ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 最初のできるだけやわからんから、一休幾ら殖やすのか。こういう藤原さんのお尋ねですが、実はまだ漸く二十九年度予算を終りましたばかりで、三十年度予算も着手いたしておりません。予算の全体から見るとどういふふうにするかといふことをそれ／＼決定しなければならぬので、これは私どもが逃げ言葉でも何でもございませう。これはできるだけと申す以外はやりようがないのでございまして、それで御了承願ひ以外には、本年の予算はもうきまつてしまつて来年の予算でございませうから、それで御了承願ひがたいと存じます。

それから今の年令の問題でございませうが、これは関係各省とも十分打合せ

て見たいと存じておりまして、私はここでちよつと御返事を申上げることがどうかと思ひますから、差し控へさせて頂きたいと思ひます。

○藤原道子君 お時間がないので私もいろいろ聞きたいことがございませうが、省略いたしますが、本年度が八百億、それすると二十九年度末になると千億ぐらゐになるというやうなお言葉でございませうが、そのなるのでございませう。

○國務大臣(小笠原三九郎君) そうなるります。

○藤原道子君 そういうことになる、こゝろいふ点からも勘案して、再軍備のほうばかりに出すことが國を守るゆゑではないのです。労働者が満足し、喜んで働き、喜んで労働に従事すること、それが國家に必要で、國家が國家の上から非常に大切なことだと考へますので、大臣は必ずこの國家負担を増額することによつて、資本家と労働者の負担ばかりによつて解決しつと十分にお考え願ひたい。来年度予算の編成前にこのことを大臣にとくと私は要望いたしておきます。とにかく利子の面もございませう。その利子の一部は國家の一般会計に入れておるというやうな点もあるでございませうから、やううと思へばできる。とにかく恩給法も五十五才である。軍人恩給も五十五才である。それであるのに労働年限がもう消耗してゐる人たちが六十まで置くといふことは何としても妥當でない。こゝろいふことも十分にお考えになつて、何といつてもあなたは財布の紐を握つておられるのですから、厚生大臣はど

うしたいと思つてもできないのですから、あなたのほうがお考え願ひなけれ

ば冒險過ぎるのではないかと思ひます

は冒險過ぎるのではないかと思ひます

ばできないことは明らかですから、特にこの点は私は強く要望いたします。

○安部キミ子君 先ほどから大蔵大臣のお話を承わっておりまして、私率直にこれは要望でございますので、意見を添えて申したいのでございますが、先ほどからの資金運用部の審議委員の名簿の委員の構成についての皆さんの要望、それから年金の国家保障、そのほか資金の運用の扱い方など、総じて先ほどの発言を通して感じましたことは、やはり大抵は資本家を擁護するといふ強い意思がはつきり出ている、余りに露骨に出てゐると私は思います。

これでは日本の国は、而も労働者は喜んで働くことができないと思つてゐます。或るほど今日の機構が資本主義の機構で、而も自由党政府は資本家擁護の代表の政府だと私は率直に思つておりますけれども、余りに露骨にこゝういふ考えを強くお出しになりますと、このような保障制度というよりたことも、厚生委員会というよりな性格そのものからこの委員会が成り立たないと思つてゐます。それでもう少し労働者の働く人の立場の味方にも時にはなつてもらいたい。そういう意味で私はこれからしばしば大臣と御同席することになります。今後のこの厚生委員会に對する大臣の態度を、そういつたものを私は反省を促して、もう少し資本家一方の味方にならんような大蔵大臣は責任を果してもらいたいと思ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 御要望はよく承わつておきますが、私自身何も資本家一方を擁護するといふ考えは勿論ない。むしろあなたのほうが率直に申上げれば資本家を脱んだよりなお言葉をお発しになるように私は率直に

感じます。

○委員長(上條愛一君) では厚生大臣、厚生当局に對する御質疑を願います。

御質疑がなければちよつと休憩いたしたいと思ひます。

午前十一時五十五分休憩

〔休憩後開會に至らなかつた。〕

昭和二十九年五月十九日印刷

昭和二十九年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局